

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営第2大中の湖地区土地改良事業（かんがい排水事業）に係る土地改良事業計画を令和7年11月17日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営第2大中の湖地区土地改良事業（かんがい排水事業）事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課、東近江市農林水産部農村整備課、近江八幡市産業経済部農村整備課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347220.html>)でも閲覧することができる

- 3 縦覧期間 令和7年11月25日から令和7年12月23日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年1月7日までに審査請求をすることができる。